

## 実務経験証明書作成者各位 受験資格等参考資料

### 【受験者各位】

実務経験証明書・実務経験見込証明書の作成を依頼する際、参考資料として本資料および資格登録証(免許証)等を証明書作成者へお渡しください。なお、複数の事業所へ実務経験証明書等の作成を依頼する場合は、本資料をコピーしてご使用ください。

### 【実務経験証明者（施設・事業所長）各位】

平成30年度に、介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格が改定となりました。受験者の実務経験（見込）証明書を作成するに当たっては、本資料を参照し、受験資格に該当する業務のみ、実務経験期間として記入してください。ご不明点等ありましたら、沖縄県福祉人材研修センター（☎098-882-5703）ケアマネ試験担当までお問い合わせください。

<受験資格①> 下記の法定資格に基づき要援護者に対する直接援助業務を行う者

\*試験前日までに、通算5年以上の従事期間かつ900日以上に従事日数を満たす者

受験資格 コード	職 種 名	受験資格 コード	職 種 名
1001	医 師	1012	視 能 訓 練 士
1002	歯 科 医 師	1013	義 肢 装 具 士
1003	薬 剤 師	1014	歯 科 衛 生 士
1004	保 健 師	1015	言 語 聴 覚 士
1005	助 産 師	1016	あん摩マッサージ指圧師
1006	看 護 師	1017	は り 師
1007	准 看 護 師	1018	き ゅ う 師
1008	理 学 療 法 士	1019	柔 道 整 復 師
1009	作 業 療 法 士	1020	栄 養 士 (管理栄養士を含む)
1010	社 会 福 祉 士		
1011	介 護 福 祉 士	1021	精 神 保 健 福 祉 士

※1 上記受験資格の実務経験として算定できるのは、資格取得（登録）後の期間のみとなります。上記資格の一部（介護福祉士や社会福祉士等）には、資格取得に係る国家試験の合格証書が発行されることもありますが、試験に合格した日付（合格証書に記載された日付）ではなく、当該資格の登録日が実務経験期間算定の起点となります。資格取得日の確認は必ず資格登録・免許証等を参照してください

※2 上記資格に係る業務のうち、要援護者等への直接的な援助業務が受験資格の対象となります。研究業務等の直接的な対人援助ではない期間は実務経験期間に含まれませんのでご注意ください

<受験資格②>以下に掲げる施設等において必置とされる相談援助業務に従事する者

\*試験前日までに、通算5年以上の従事期間かつ900日以上に従事日数を満たす者

受験資格 コード	対象 職員・職種	対象 施設・事業	規程する法令・通知等
2001	生活相談員	特定施設入居者生活介護	・介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項第1号
2002	生活相談員	地域密着型特定施設入居者生活介護	・介護保険法第8条第21項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第110条第1項第1号
2003	生活相談員	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・介護保険法第8条第22項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項第2号
2004	生活相談員	介護老人福祉施設	・介護保険法第8条第27項 ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第2号
2005	支援相談員	介護老人保健施設	・介護保険法第8条第28項 ・指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第4号
2006	生活相談員	介護予防特定施設入居者生活介護	・介護保険法第8条の2第9項 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第231条第1項第1号
2007	相談支援専門員	指定特定相談支援事業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条
2008	相談支援専門員	障害児相談支援	・児童福祉法第6条の2の2第7項 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条
2009	主任相談支援員	生活困窮者自立相談支援事業	・生活困窮者自立支援法第2条第2項 ・生活困窮者自立支援事業等の実施についての別紙(別添1)自立支援事業実施要領3(2)ア

※介護保険法に基づく生活相談員には資格要件があります。沖縄県では、**社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格**に加え、**介護福祉士**及び介護支援専門員を要件資格としています(平成25年6月3日付沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課第398号通知)

記入例

## 実務経験証明書

(様式 1-①)

見込期間がある場合は「実務経験見込証明書」(様式 1-②)に記入ください。

沖縄県知事 殿

施設(事業所)所在地 **那覇市首里〇〇-△△**

施設(事業所)名称 **特別養護老人ホーム 沖縄**

代表者職 種・氏 名 **施設長 福士 一郎**

**令和 6 年 6 月 15 日**

園 法 社  
 長 人 会  
 之 沖 福  
 印 縄 祉

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します

フリガナ	<b>フクシ タロウ</b>	生 年 月 日
氏 名	<b>福祉 太郎</b>	昭和 47 年 5 月 15 日生 平成
施設(事業所)所在地	<b>那覇市首里〇〇-△△</b>	
施設(事業所)名称	<b>特別養護老人ホーム 沖縄</b>	
施設(事業所)電話番号	<b>098-123-456</b>	
法定資格名(受験資格①)	資格名 <b>社会福祉士</b>	登録日 <b>28 年 3 月 23 日</b>
業務期間 <small>(法定資格に係る業務の場合は、必ず資格登録日以降のみご記入ください)</small>	昭和・平成・令和 昭和・平成・令和 ※業務期間 <b>5 年 2 ヶ月</b>	<b>4 月 1 日 から 6 月 10 日 まで</b> (うち業務日数… <b>1,897 日</b> )
業 務 内 容	施設種別 <b>特別養護老人ホーム</b>	受験資格コード <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     1 0 1 0                 </div>
	業務内容 <b>生活相談員業務</b>	

法定資格に基づく業務を行っている場合(受験資格①)は、※必ず資格登録日以降のみの期間と従事日数を記入してください。

**<注意事項>**

1. 本書は、必ず施設長又は理事長等の証明権限を有する方が記入してください。申込者が自書した場合は、無効となりますのでご注意ください。
2. 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条第1項第2号に規定する「生活相談員業務」に登録を受けた場合は、介護支援専門員の業務としてご留意ください。
3. その他、記載に当たり裏面<留意事項>をご覧ください。

受験資格コードは「実務経験証明書作成者各位 受験資格等参考資料」をご覧ください

実務経験証明書を証明権者に作成してもらった際は、本証明書と「実務経験証明書作成者各位 受験資格等参考資料」を一緒に切り離してお渡しください。

記入例

実務経験見込証明書

書類作成時点で必要な実務経験期間を満たしている場合は、「実務経験証明書」(様式 1-①)に記入ください。

令和 6 年 6 月 15 日

沖縄県知事 殿

施設(事業所)所在地 那覇市首里〇〇-△△

施設(事業所)名称 特別養護老人ホーム 沖縄園

代表者職種・氏名 施設長 福士 一郎

社会福祉 法人 沖縄 園長之印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します

フリガナ	フクシ タロウ	生年月日
氏名	福祉 太郎	昭和 47 年 5 月 15 日生 平成
施設(事業所)所在地	那覇市首里〇〇-△△	
施設(事業所)名称	特別養護老人ホーム 沖縄園	
施設(事業所)電話番号	098-123-456	
法定資格名(受験資格①)	資格名 社会福祉士 登録日 平成 31 年 3 月 23 日	
業務期間(法定資格に係る業務の場合は、必ず資格登録日以降のみご記入ください)	昭和・平成・令和 元年 8 月 1 日 から 昭和・平成・令和 6 年 7 月 31 日 まで ※業務期間 5 年 0 ヶ月 (うち業務日数… 920 日)	
業務内容	施設種別 特別養護老人ホーム 令和 6 年 10 月 12 日(試験前日) 現在の見込みで提出してください。	
	業務内容 生活相談員業務を行っている	受験資格コード 1 0 1 0

法定資格に基づく業務を行っている場合(受験資格①)は、※必ず資格登録日以降のみ期間と従事日数を記入してください。

令和 6 年 10 月 12 日(試験前日)  
現在の見込みで提出してください。

<注意事項>

- 本書は、必ず施設長又は理事長等の証明権限を有する場合は、無効となりますのでご注意ください。
- 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 69 条の 39 第 1 項第 2 号により、不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を削除する旨の規定が定められていますのでご注意ください。
- 見込証明による受験の場合は、必要な実務経験を満たした時点ですみやかに「実務経験証明書」(様式 1-①)をご提出ください。令和 6 年 10 月 21 日(月)(当日消印有効)までに提出がなければ受験資格を満たさなかったものとして受験無効となります。

受験資格コードは「実務経験証明書作成者各位 受験資格等参考資料」をご覧ください。

実務経験見込証明書を証明権者に作成してもらった際は、本証明書と「実務経験証明書作成者各位 受験資格等参考資料」を一緒に切り離してお渡しください。実務経験期間の計算に必要となりますので、資格登録証・証明書等の写しも証明権者へお渡しください。